

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十八条第一項及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第二百一号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する
（趣旨）
風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令

第一類圖數函子

(地方公共団体の条例)
第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域にわたるものに限る。以下同じ。）に係

るものにあつては都

（行宗の俳句）

第三條 風致地

建築物の建築その他工作物の建設

二
三
四
建築物その他工作物（以下「建築物等」という）の色彩の変更
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
水面の埋立て又は干拓

五
木竹の仕様

六 土石の類の採取
七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進等に関する法律（昭和四十二年法律第二百三十九号）第三条第一項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）

進に関する法律

八 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

三の政令の規定によれば、事務の運営に關する事務は、各部の長官に付託する。

あつては市町村の長、

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあっては都道府県知事等、その他の風致地区にあっては

市町村の長にその旨を

一 國土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構

卷之二

う）若しくは基幹

電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

三三〇

より風致の維持上

するものとする。
一 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。

イ
当該建築物の高

口 当該建築物の建ぺい率が十分の二以上十分の四以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。

八

二 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の運用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十三条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第三条第三項の規定にかかる（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成二十三年一一月一八日政令第三六三号）抄**

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十四条の規定の施行の際現に効力有する都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（都道府県が定めたものに限る。以下この条において「現条例」という。）は、第十四条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この条において「新令」という。）で定める基準に従つたものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域にわたるものに限る。）に係る部分、市町村が新令で定める基準に従つた条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち当該市町村の区域における面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分については、それぞれ当該新令で定める基準に従つた条例の施行の日以後は、この限りでない。

附 則 **（令和五年三月一三日政令第六八号）抄**

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。